



電子申請をした住所変更 本当に終了してますか？

最近、多くの災害が起こっていますが、共済組合の登録住所が正しく登録されていない場合、災害見舞金等の対象にならないなど、**不利益**になる場合があります。

転居をされた方は、**速やかに**共済組合へ「**資格確認書等記載事項等変更申告書**」の電子申請をお願いいたします。

差戻された電子申請はありませんか？

4月から多くの方に、『資格確認書等記載事項等変更申告書』の電子申請をしていただいておりますが、

- ・確認書類（住民票・戸籍謄本等）が添付されていない（居住住所の変更を除く）
- ・住民票、戸籍謄本等の発行年月日が古い
- ・住民票、戸籍謄本等の全体が確認できない
- ・一緒に転居した被扶養者の住所変更が入力されていない（一人ひとり入力が必要です）等の理由で**多くの申請が差戻しの状態のまま**になっております。

※個別に修正依頼やメール等に不備内容を書かせていただいております。
差戻されたままになっている場合は共済組合の登録住所は変更されておられません。
差戻された申請に書類の添付や、修正を加え再申請をお願いいたします。

「資格確認書等記載事項等変更申告書」の添付書類

【氏名等の変更があった】

- ・3か月以内に発行された戸籍謄本

【住所が変わった】※転居をした場合

- ・世帯全員の住民票
3か月以内に発行され、
世帯主・続柄の記載があり個人番号が省略されたもの。
※居住住所の変更（住民票を移していない転居）の場合は不要。

【住所表記が変わった】※市町村合併・区画整理等で、転居していないが表記が変わった場合

- ・自治体等で発行する住居表示の変更の証明書等

電子申請は
こちら



速やかに再申請をお願いいたします。

